

千葉市民間提案事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、民間事業者等と千葉市が連携し、それぞれが保有するアイデアや資源等を活用し、地域課題や行政が抱える問題の解決に繋がる新たな価値の創造に資する提案事業の実現に要する経費について、その提案の円滑な実現を推進するため、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、民間企業、大学、研究機関その他団体及び個人事業主（以下「事業者」という。）であって、自ら提案した事業を実施する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助の対象とならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）がその事業活動を支配する者
- (2) 代表者又は役員が暴力団員である者
- (3) 暴力団又は暴力団員に対し、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (4) 公序良俗に反する等、市長が不相当と認める者

(補助事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、事業者が保有するアイデアや資源等を活用し、本市が提示する地域課題や行政問題の解決に繋がる新しい価値の創造に資するものとして千葉市民間提案総合窓口（コネクテッドセンターちば）に提案された事業とする。ただし、事業の実施のための初期費用に対し、次の各号のいずれかの財政的収入がある場合は対象外とする。

- (1) 他の補助金等、財政的支援がある事業（民間企業等からの支援も含む）
- (2) 委託等、他の方法により、財政的収入がある事業（民間企業からの収入も含む）

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、前条に規定する補助事業を実現するにあたって必要な経費（初期費用に限る）であり、別表1に掲げるものとする。

2 前項にかかわらず、次に該当する場合は、補助の対象外とする。

- (1) 交付決定前に発生した経費
- (2) 他の事業に転用することを見越して取得された備品等に係る経費
- (3) 当該事業において、販売する商品の仕入れや原材料の購入に係る経費
- (4) 複写機、パソコン、携帯電話等、通常、提案事業者が自身の事業を実施する上で備えるべき備品等の購入経費
- (5) 他の補助事業の対象となった経費（千葉市の補助金を活用した地方公共団体、その他の団体等の補助も含む。）
- (6) その他、経済的かつ合理的と認められる範囲を超える経費や事業目的に直接関係しない経費など、市長が適切でないと判断する経費

(補助率及び補助限度額)

第5条 補助率は補助対象経費の3分の2以内とし、補助限度額は50万円とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条の規定により、補助金の交付を申請しようとするときは、千葉市民間提案事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（事業内容、予算計画、実施体制、スケジュール、補助対象経費の積算等が確認できるもの）
- (2) 要件確認申立書（様式第1号の2）。（共同企業体の場合は代表企業及び構成員全ての名称を記入した申立書を添付すること。）

(交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、事業の趣旨又は目的に支障を及ぼさないと認められる変更で、補助対象経費の総額の10分の1以下の増減を伴う変更は、この限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 市長の承認を受けて補助事業において取得した財産等を処分することにより収入があった場合は、その収入の一部又は全部を市に納付させる場合があること。

(交付決定通知)

第8条 規則第6条の規定による通知は、千葉市民間提案事業補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(補助金の交付申請の取下げ)

第9条 規則第7条第1項の規定により事業者が補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、千葉市民間提案事業補助金交付申請取下届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(変更交付の申請等)

第10条 規則第5条第1項第1号の規定に該当するときは、千葉市民間提案事業補助金変更交付申請書（様式第4号）を、必要書類とともに、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更交付の申請があった時は、変更の内容を調査し、補助金の変更交付を決定した時は、千葉市民間提案事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 事業者は、規則第5条第1項第2号の規定に該当するときは、千葉市民間提案事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を、市長に提出しなければならない。

4 事業者は、規則第5条第1項第3号の規定に該当するときは、速やかに千葉市民間提案事業補助金遅延等報告書（様式第7号）を、市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第11条 規則第10条の規定による報告は、千葉市民間提案事業補助金状況報告書（様式第8号）により、指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第12条の規定による報告は、当該年度の事業完了の日から起算して14日以内に、千葉市民間提案事業補助金実績報告書（様式第9号）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の実施内容が確認できる書類
- (2) 経費内訳書及び経費の根拠資料（領収書等）
- (3) 補助事業の成果物（ある場合）
- (4) その他市長が必要とする書類

(額の確定通知)

第13条 規則第13条の規定による通知は、千葉市民間提案事業補助金額確定通知書（様式第10号）によるものとする。

(交付の時期)

第14条 市長は、規則第16条第1項の規定により、事業者より補助金の交付の請求を受けたときは、規則第13条の規定により確定した額を交付するものとする。

2 市長は、提案事業の円滑な実現を図るために必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助金交付決定額を交付することができる。

(交付の請求)

第15条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市民間提案事業補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 前条第2項及び規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市民間提案事業補助金事前交付請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

(決定の取消通知)

第16条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、千葉市民間提案事業補助金交付決定取消書（様式第13号）によるものとする。

(返還命令)

第17条 規則第18条の規定による補助金の返還命令は、千葉市民間提案事業補助金返還命令書（様式第14号）によるものとする。

(関係書類の保存)

第18条 事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした書類及び収支の証拠書類等を整備し、補助事業が完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から起算して、5年間保存しなければならない。

(補助事業の公表)

第19条 市長は、必要と認めるときは、事業者の名称、代表者名、補助事業の内容等について、公表することができる。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 1 7 日から施行する。

別表 1 補助対象経費

対象経費	概要
備品費	事業を行うために必要な物品（消耗品を含む）の購入や、機材又は設備等の製造に必要な費用。（当該事業で使用するものに限る。） ※自社製品を購入する場合は、製造原価を対象とする。
使用料	機械器具等のレンタルや会場等のリースに要する費用。（当該事業のみで使用する機械器具又は会場等に限る。）
外注費	補助事業者が直接実施することが出来ないもの又は適当でないものについて、他の事業者を外注するために必要な費用。（請負契約）
通信運搬費	郵便、運送、その他通信等として支払われる費用。
印刷製本費	パンフレットやチラシ等の事業の広報のための資料作成に要する費用。
その他	いずれの区分にも属さない初期費用であり、市長の認めるもの。（当該事業でのみ使用されるものに限る。）

補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額は含まない。

本事業の目的のために要する経費で、交付申請を行った日の属する会計年度の3月31日までに支払いの完了するものを対象とする。

様式第 1 号

年 月 日

千葉市民間提案事業補助金交付申請書

(あて先) 千 葉 市 長

千葉市民間提案事業補助金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第 3 条及び千葉市民間提案事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり申請します。

(申請者) 団体名 住 所 代表者職氏名	
(担当者) 所属団体名 担当者名 E - m a i l 電話番号	
補助事業の目的及び内容	
補助事業の着手予定日	年 月 日
補助事業の完了予定日	年 月 日
補助金交付申請額 (算出した補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)	金 円
添付書類	1 事業計画書 (事業内容、予算計画、実施体制、スケジュール、補助対象経費の積算等が確認できるもの) 2 要件確認申立書 (様式第 1 号の 2) ※共同企業体の場合は、代表企業及び構成員全ての名称を記入した申立書を添付すること。

年 月 日

要件確認申立書

(あて先) 千 葉 市 長

千葉市補助金等交付規則（以下「規則」という。）第 3 条の規定に基づき、千葉市民間提案事業補助金交付要綱に係る交付申請を行うに当たり、規則第 4 条の 2 第 1 号から第 3 号までのいずれにも該当しないことを申立てます。

なお、いずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、千葉市が求める必要な情報又は資料を停滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第 1 7 条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議申し立てを行いません。

(申立者) 団体名 住 所 代表者職氏名	
-------------------------------	--

千葉市民間提案事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました千葉市民間提案事業補助金について、次のとおり、交付決定しましたので、千葉市補助金等交付規則第 6 条の規定により通知します。

千 葉 市 長

(申請者) 団体名 住 所 代表者職氏名	
補助金の交付決定額	円
補助金の交付予定時期	千葉市補助金等交付規則第 1 6 条による交付の請求後
交付条件	1 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。 2 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。 3 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること 4 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図ること。 5 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の一部又は全部を市に納付させることがあること。
備考	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取り消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

千葉市民間提案事業補助金交付申請取下届出書

(あて先) 千 葉 市 長

年 月 日付け千葉市指令 第 号により交付決定の通知があった補助事業について、下記の理由により取り下げたいので、千葉市補助金交付規則第 7 条第 1 項及び千葉市民間提案事業補助金交付要綱第 9 条の規定により届出します。

(申請者) 団体名 住 所 代表者職氏名	
(担当者) 所属団体名 担当者名 E - m a i l 電話番号	
理 由	

千葉市民間提案事業補助金変更交付申請書

(あて先) 千 葉 市 長

年 月 日付け千葉市指令 第 号で交付決定を受けた補助事業について、下記のとおり、(経費配分・内容)を変更したいので、千葉市補助金等交付規則第5条第1項第1号及び千葉市民間提案事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により申請します。

(申請者) 団体名 住 所 代表者職氏名	
(担当者) 所属団体名 担当者名 E - m a i l 電話番号	
変更の内容	
変更の理由	
添付書類	1 変更後の事業計画書(事業内容、予算計画、実施体制、スケジュール、補助対象経費の積算等が確認できるもの) 2 経費変更の場合、配分変更の内容が確認できる書類 3 その他市長が必要とする書類

千葉市民間提案事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け変更交付申請のありました千葉市民間提案事業補助金について、次のとおり、交付決定しましたので、千葉市民間提案事業補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により通知します。

千 葉 市 長

(申請者) 団体名 住 所 代表者職氏名	
変更前補助金交付決定額	円
変更後補助金交付決定額	円
差 引 額	円
補助金の交付予定時期	補助金額の確定後
交付条件	1 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。 2 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。 3 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること 4 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図ること。 5 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の一部又は全部を市に納付させることがあること。

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取り消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉市民間提案事業補助金中止（廃止）承認申請書

(あて先) 千 葉 市 長

年 月 日付け千葉市指令 第 号で交付決定を受けた補助事業について、下記のとおり、(中止・廃止)したいので、千葉市補助金等交付規則第 5 条第 1 項第 2 号及び千葉市民間提案事業補助金交付要綱第 1 0 条第 3 項の規定により申請します。

(申請者) 団体名 住 所 代表者職氏名	
(担当者) 所属団体名 担当者名 E - m a i l 電話番号	
中止（廃止）の内容	
中止（廃止）の理由	
中止の期間 (廃止となる日)	
添付書類	1 補助金交付決定通知書の写し 2 その他市長が必要とする書類

千葉市民間提案事業補助金遅延等報告書

(あて先) 千 葉 市 長

年 月 日付け千葉市指令 第 号で交付決定を受けた補助事業について、遅延が生じることになったため、千葉市補助金等交付規則第 5 条第 1 項第 3 号及び千葉市民間提案事業補助金交付要綱第 1 0 条第 4 項の規定により報告します。

(申請者) 団体名 住 所 代表者職氏名	
(担当者) 所属団体名 担当者名 E - m a i l 電話番号	
補助事業の進捗状況	
遅延等の内容及び原因	
遅延に対する措置	
今後の予定	

千葉市民間提案事業補助金状況報告書

(あて先) 千 葉 市 長

年 月 日付け千葉市指令 第 号で交付決定を受けた補助事業について、千葉市補助金等交付規則第 10 条及び千葉市民間提案事業補助金交付要綱第 11 条の規定により報告します。

(申請者) 団体名 住 所 代表者職氏名	
(担当者) 所属団体名 担当者名 E - m a i l 電話番号	
補助事業の実施状況	

千葉市民間提案事業補助金実績報告書

(あて先) 千 葉 市 長

年 月 日付け千葉市指令 第 号で交付決定を受けた補助事業の実績について、千葉市補助金等交付規則第 1 2 条及び千葉市民間提案事業補助金交付要綱第 1 2 条の規定により報告します。

(申請者) 団体名 住 所 代表者職氏名	
(担当者) 所属団体名 担当者名 E - m a i l 電話番号	
補助の交付決定額	円
補助事業の経費精算額	円
補助事業の完了日	年 月 日
添付書類	1 補助事業の実施内容が確認できる書類 2 経費内訳書及び当該経費の根拠資料 (領収書等) 3 補助事業の成果物各種 4 その他市長が必要とする書類

千葉市民間提案事業補助金額確定通知書

年 月 日付け実施報告書により、次のとおり、千葉市民間提案事業補助金を確定しましたので、千葉市補助金等交付規則第 13 条の規定により通知します。

千 葉 市 長

(申請者) 団体名 住 所 代表者職氏名	
補助金の交付決定額	円
補助事業の経費精算額	円
補助金の確定額	円
備 考	

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取り消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第 1 1 号

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住 所

名 称

代表者職氏名

千葉市民間提案事業補助金交付請求書

千葉市民間提案事業補助金交付要綱第 1 5 条第 1 項の規定により、補助金の交付を下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

(年 月 日付け千葉市達 第 号により交付額確定)

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住 所

名 称

代表者職氏名

千葉市民間提案事業補助金事前交付請求書

千葉市民間提案事業補助金交付要綱第 1 4 条第 2 項及び第 1 5 条第 2 項の規定により、補助金の事前交付を下記のとおり請求します。

記

今回請求金額 金 円

補助金交付決定通知番号	年 月 日付け千葉市指令 第 号
補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	円

千葉市民間提案事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号により通知した補助金交付決定の全部（一部）を、次のとおり、取り消したので、千葉市補助金等交付規則第 17 条第 3 項において準用する第 6 条の規定により通知します。

千 葉 市 長

(申請者) 団体名 住 所 代表者職氏名	
補助金の交付決定額	円
取 消 額	円
取消後の交付決定額	円
取消の理由	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取り消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉市民間提案事業補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第 1 8 条の規定により、次のとおり、補助金の返還を命ずる。

千 葉 市 長

(申請者) 団体名 住 所 代表者職氏名	
補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円 年 月 日交付 円 計 円
補助金の確定額	円
返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日まで
返還を命ずる理由	
返還方法	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取り消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。